

## パブリックコメントの回答について

「多治見市郊外空き家再生補助事業の見直しについて」のパブリックコメント募集手続きについては、平成 28 年 12 月 22 日から平成 29 年 1 月 22 日まで募集し、1 名から 1 件の意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は、以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>今回の見直しで対象を拡大することは評価できますが、この制度では物件を所有（購入）し、個人負担でリフォームや建直しすることを補助対象条件としています。売りに出される物件のほとんどは、不動産業者がリフォームしたものが多く、新規入居者は補助対象となり得ないのが実情です。これでは「子育て世帯は郊外へ」「高齢者は市街地へ」の謳い文句にそぐわないと考えます。そこで、例えば、条件を設けて、空き家の取得者に建坪単位で補助金を交付するなど、多治見らしい補助制度を検討してはいかがでしょうか。</p> <p>財政面を考慮するのであれば、先着順や抽選にするなどの方策もありますし、もっと使い勝手を考慮した制度にすべきだと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本事業は、住宅施策としての「空き家対策」として、インフラが整った郊外団地への子育て世帯の「移住」、永く多治見に住んでいただく「定住」を目的に「モデル事業」として創設したものです。</p> <p>ご提案いただいた「空き家の取得者への補助金」ですが、「補助金」は個人等が行った事業（例：建直しのための取壊し、リフォーム）に対して交付いたします。</p> <p>「空き家（建物）の取得」は「個人財産の形成」に繋がることから、空き家取得者に対する補助制度は考えておりません。</p> <p>なお、本制度の運用にあたっては、県内の不動産業者の方々へ周知を行い、制度のPRや利用促進について、ご協力をいただいているところです。</p> <p>今後とも、皆様に利用しやすい制度を目指して、検証や見直しを行ってまいりますと存じますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。</p>